

# 社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会 役員報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員  
の報酬について定めることを目的とする。

## (役員)

第2条 前条に規定する役員とは次のものをいう。

- (1) 理事
- (2) 監事

## (役員報酬)

第3条 役員報酬については、勤務実態に即して支給する。ただし、非常勤の役員に対し  
て報酬は支給しない。

- (1) 役員報酬は、基本給、諸手当（通勤手当）とする。
- (2) 基本給は、月額200,000円とする。

## (役員報酬の支給方法)

第4条 役員報酬の支給方法は、本会職員の例による。

## (公表)

第5条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支払  
基準として公表する。

## (改廃)

第6条 この規程の改廃は評議員会の決議を経て行う。

## (補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成17年11月7日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。